

その米を作るのにどれだけ苦勞したか！！

祖母。ご飯を残すと本気で怒った。しかし、子供心に反発は感じなかった。米作りの苦勞を見ていたからだと思う。7歳から高校卒業まで育ててくれた。母親代わりのやさしい祖母だった。あれから50年。ご飯を残す後ろめたさは今も残っている。中性脂肪と戦う毎日だが。



(竹内)

中小企業等経営強化法に基づく支援措置

さくら通信3月号でも取り上げました中小企業等経営強化法に基づく設備投資減税に加え、固定資産税減税や金融支援の詳細について、4月7日に中小企業庁よりパンフレットが公開されておりますので、その概要についてご紹介します。

☆経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置(税制措置、金融支援)を受けることができます。

- 税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税や法人税等の特例措置を受けることができます。
- 金融支援・・・政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

1. 中小企業等経営強化法に基づく税制措置の概要

- (1)新規購入した機械等の固定資産税が3年間半分になります。(固定資産税の特例)
- (2)法人税(※1)について、即時償却または取得価額の10%(※2)の税額控除が選択適用できます。

(中小企業経営強化税制)

※1 個人事業主の場合には所得税

※2 資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%

いずれの措置も **設備取得の前に経営力向上計画の認定を受けておくことが大原則** である点に注意です。

2. 金融支援

経営力向上計画が認定された事業者は、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する通常とは別枠での信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援などを受けることができます。

- ① 日本政策金融公庫による低利融資
- ② 商工中金による低利融資
- ③ 中小企業信用保険法の特例
- ④ 中小企業投資育成株式会社法の特例
- ⑤ 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット
- ⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証
- ⑦ 食品流通構造改善促進機構による債務保証



※ 中小企業庁ホームページ

「中小企業等経営強化支援法に基づく税制措置・金融支援活用の手引き」より抜粋

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170407zeiseikinyu.pdf>

(大寺)

算定基礎届の提出について



社会保険は、毎年4月から6月までの賃金額を平均し、当該年の9月～翌年8月までの等級(保険料)が決定されます。7月1日現在の全被保険者(6月1日～7月1日の間に取得した者を除く。)が対象です。

また、この間に定期昇給等があった方については、変更月より3か月間の平均額により等級が決定され、こちらが優先されます。

提出期限は、7月10日 となっております。

なお、当事務所にご依頼いただいている事業主様においては、当事務所が書類作成・提出を行います。

(岩佐)

リスマネ委員会

●●○ 交通事故における各種の保険制度 ○●○

交通事故においては、自動車保険等の各種の保険制度があります。これらの各種保険制度について説明していきます。

● 自賠責保険(強制保険)

車の事故により、他人を死傷させた場合の損害に備える保険

※法律によって加入が義務付けられています。



補償対象	○他人を死傷させた場合、加害者が負う損害賠償	
	×被害者の物、自分の車、自分のケガの損害	
支払限度額	障害による損害	被害者1名につき 120万円
	後遺障害による損害	被害者1名につき 4,000万円
	死亡による損害	被害者1名につき 3,000万円

補償内容・保険料は、保険会社間での違いはありません。

被害者の物、自分の車、自分のケガの損害については、「**自動車保険(任意保険)**」で備える必要があります。

7月号でご説明します。

(さくらビジネス)

医療係

●●○ 医師に対する社宅の貸与 ○●○

Q. 当医療法人は、院長(役員)に対して病院の敷地内にある社宅を無償で貸与しています。この場合、院長が受ける経済的利益は非課税扱いになるでしょうか？

A. 給与所得者が職務の遂行上やむを得ない必要に基づき、使用者から指定された場所に居住すべき場合において、その指定された場所に居住するために、家屋の貸与を受けることによる利益は、職務上必要な給付として非課税扱いとされています。

医療法第16条において「……病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。ただし、病院に勤務する医師が、その病院に隣接した場所に居住する場合において、病院所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない」と規定していますが、この規定は、医師の居住すべき場所を指定するものではありません。

院長に対して勤務の便宜上ないし処遇上の観点から、住宅を無償で提供しているものと考えられるため、院長が受ける経済的利益は給与として課税対象となります。

(後藤)

12日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)

30日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
児童手当現況届

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※ 労働保険の年度更新(1日～7月10日 土日祝を除く)
男女雇用機会均等月間
外国人労働者問題啓発月間
男女共同参画週間(23日～29日)

資産税係

○●○ 相続対策のためには親の決意と協力が必要 ○●○

親の相続対策をしたい場合、親の決意と協力が必要です。その理由は、以下の通りです。

①遺言書を書いてもらうため

相続で揉めないためには、遺言書を書いてもらうことがとても有効です。また、親の方に、「家は誰が継いでほしい」などの財産分けについての希望がある場合も同様です。遺言書は、遺言者が自分で書いたり、公証役場で手続きしたりすることが必要です。相続対策(争族対策)のためには、親の決意と協力が必要になります。

②親の「財産」を教えてもらうため

親の「財産」の内容がわからないと、相続税の試算ができず、そもそも節税対策すべきかどうか分かりません。親が子に財産内容を教えてくれないことには何もできません。よって、節税対策をするには、親に決意してもらい、協力してもらって、財産内容を把握することが必要となります。

③生前贈与などの具体的な法律行為等ができないから

節税対策の1つに生前贈与があります。生前に、贈与税負担に配慮しながら、できるだけ多くの財産を次世代に移転することにより、相続開始時に、親が所有している課税財産を減らしておくのです。

ただし、生前贈与が成立するためには、あげる人ともう人の中で合意があることが必要ですので、親に決意して協力してもらわなければ、生前贈与に係る契約行為や行政機関への申請行為など、いっさいできません。

また、節税対策によく掲げられる、アパート建築や法人設立なども同様です。

相続対策は、早いうちから時間をかけて行う方が効果的ですので、一度、親子でお話してみてもいいでしょうか？

(坂田)

会計制度

○●○ 監査意見について ～公認会計士・監査法人の会計監査意見表明～ ○●○

今回は、最近話題となっている公認会計士等が行う会計監査に関する意見表明について、簡単に解説いたします。

最近、新聞等で「監査法人によるお墨付き」という言葉を目にすることが増えてきているかと思います。これは、公認会計士等が行う会計監査による、企業の決算に関する意見を示しているものです。

公認会計士や監査法人は、会社の決算書について全体として正しいかどうかを監査します。そして、その結果、大きく以下の3つの意見を表明します。

- ① 適正意見 全体として正しい
- ② 不適正意見 全体として間違っている
- ③ 意見不表明 全体として正しいか間違っているのかわからないので意見を述べない

最近話題となっているのが、大手電機メーカーの四半期決算について③の意見不表明がなされたことです。本来、公認会計士等は決算書について何らかの意見を表明すべきとも言えるのですが、どうしても正しいか間違っているか判断できないこともあり得ます。そのため、意見を述べないという選択肢が与えられているのです。

なお、公認会計士等に与えられている使命からすれば、会社に適正な決算書を作ってもらうことが最も重要なので、安易に②や③の意見は出さず、可能なかぎり会社に修正をお願いすることになります。そのため、②や③の意見が出ることは極めてまれであり、その分社会的にも重く扱われることとなります。

(孝志洋)

- | | |
|---|--|
| <p>1 所得税の予定納税額の通知
通知期限…6月15日</p> <p>2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
納期限…6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日</p> <p>3 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(28年12月～29年5月分)の納付
納期限…6月12日</p> <p>4 4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…6月30日</p> <p>5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…6月30日</p> | <p>6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…6月30日</p> <p>7 10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限…6月30日</p> <p>8 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…6月30日</p> <p>9 消費税の年税額が4800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…6月30日</p> |
|---|--|

さくら税理士法人 新入職員紹介

— 大塚 駿 —

2年ぶりに新卒の新入職員が入社しました!!
新メンバーを迎え、気持ちを新たに頑張っていきますので、よろしくお願いします。



はじめまして。4月1日より、さくら税理士法人に入所いたしました大塚駿と申します。

就職活動を始めた時からずっと目標として掲げてきた当事務所で働くことができ、恐悦至極に存じます。

日々の仕事に全力を注ぐのはもちろんのこと、休日は趣味である旅行や有名レストラン巡り、音楽鑑賞等多岐にわたりこれまで以上に充実させていきたいと思っております。先日も友人と、東京に幼少の頃より愛してやまない Arc~en~Ciel のコンサートに行き、その後ザ・リッツ・カールトンにてフレンチを楽しみ、夢のような時間を過ごしました。

まだ不慣れな事が多くご迷惑をおかけすることもあると思っておりますが、1日でも早く皆様のお役に立つ立派な社会人になりたいと思っておりますので、どうかご指導ご鞭撻賜りますよう心からよろしくお願い申し上げます。

研修会・懇親会のご案内

今年も下記の日程で研修会・懇親会を開催いたします。
役職員一同、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日 程 平成29年8月25日(金)
場 所 ホテルクレメント徳島

内容等詳細は、別途ご案内させていただきます。

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは!」という情報がありましたら、「いいね!」ボタンも積極的に押してくださいね♪
よろしくお願いいたします。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181